

こ成母第51-7号
令和7年1月17日

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）が施行されました。

法の円滑な施行のため、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、管下の医療機関等にも周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 優生手術等を受けた方等に係る記録の調査

(1) 補償金等の支給の認定を目的とした優生手術等を受けた方等に係る記録の調査

補償金等の支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、優生手術等を受けた方又は人工妊娠中絶等を受けた方が当時、優生手術等や人工妊娠中絶等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うこととなります。

優生手術等に関しては、旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療

機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が認められることから、優生手術等を受けた方について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術に係るカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

人工妊娠中絶等に関しても、旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関において人工妊娠中絶等が行われていた事実が認められることから、人工妊娠中絶等を受けた方について、死産調書や手術に係るカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残っているか、②医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術等や人工妊娠中絶等の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定に当たっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等や人工妊娠中絶等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますよう、お願いします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号により、利用目的による制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

また、今般、請求者の請求支援を行うために、新たに「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業」を創設いたしました。本事業において、サポート弁護士は請求者の委任を受け、請求者に代わって関係機関に資料の有無を照会することとしています。これに関しても、都道府県からの調査依頼と同様に、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

(2) 個別通知の実施の検討を目的とした対象者に係る情報の提供に関する協力依頼

都道府県が、既に補償金等の支給対象となりうる者（以下「対象者」という。）を把握している場合に、法第24条第1項に基づき、補償金等の支給対象になりうる旨を当該対象者に個別に通知する（以下「個別通知」という。）に当たり、医療機関に対し、対象者の情報の提供を依頼する場合があります。

(1) でお示ししたとおり、都道府県に記録が残っていない場合であっても、医療機関に記録が残っている場合があります。都道府県から個別通知の実施の検討を目的とした対象者に係る情報の提供依頼があった際には、積極的な御協力をお願いできますと幸いです。

なお、この情報提供依頼については、別添1の通知で各都道府県にお示ししているとおり、当該都道府県が、個別通知の実施に係る事務の遂行に支障が生じないように、正確な情報に基づきその実施の検討を行うため、対象者の情報を網羅的に把握する必要があり、そのために必要な限度において、対象者の個人データを保有する医療機関から当該都道府県に個人データを提供する場合においては、個人情報保護法第27条第1項第4号により、第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

2. 診断書の作成等

(1) 受診者への配慮等

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則(令和6年内閣府令第114号。以下「規則」という。)において、優生手術等に係る補償金又は優生手術等一時金を請求する際には、請求者は、「請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされています。

医師の診断書については、優生手術等を実施した記録が都道府県や関係機関に残っていない場合に、補償金や優生手術等一時金の支給認定に当たっての重要資料となります。このため、請求者から診察を求められた場合には、できる限り診察していただけるようお願いいたします。

その上で、本補償金等については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられます。この点を踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮をお願いいたします。

(2) 診断書の周知

診断書については、こども家庭庁において、様式(別添2)を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているところです。貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、当該様式について周知していただき、必要に応じて医療機関にも備え付けていただきますよう、お願い

いたします。

(3) 診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、優生手術等に係る補償金又は優生手術等一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるに当たっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、こども家庭庁で様式（別添3）を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示していますので、貴会におかれても管下の医療機関等に対して、様式を周知していただき、必要に応じて、医療機関に備え付けていただきますようお願いいたします。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成に係る費用の上限は、規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、診断書作成料については5千円とされていますので、御承知おきください。

3. 制度の周知

法第24条第1項において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等についての周知を行うこととされており、同条第3項においては、その際、関係者の協力を得ることとされています。対象者に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行ってまいります。貴会におかれても、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット（別添4及び別添5）の配布、医療機関の所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

<添付資料>

- 別添1：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について
- 別添2：旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書
- 別添3：旧優生保護法補償金・一時金支給請求に関する診断料等支給申請書
- 別添4：旧優生保護法補償金等リーフレット
- 別添5：旧優生保護法補償金等リーフレット（分かりやすい版）
- 別添6：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料（関係法令・施行通知）

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

菅野、岡井、藤本

電話：03-6862-0505